

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	対象税目	政策評価の対象税目	法人税・義
		上記以外の税目	
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>(1) 認定NPO法人が、収益事業に属する資産から収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業のために支出した金額がある場合には、収益事業に係る寄附金の額とみなし、所得金額の50%相当額(その金額が200万円に満たない場合は200万円)の損金算入ができる。</p> <p>(2) 認定NPO法人及び特例認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、一般寄附金とは別枠で特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入ができる。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 66 の 11 の 2</p> <p>租税特別措置法 66 の 11 の 2</p> <p>租税特別措置法 68 の 96</p>
4	担当部局		政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和3年8月</p> <p>分析対象期間: 平成28年度～令和2年度</p>
6	創設年度及び改正経緯		<p>(1) 平成15年度に「みなし寄附金制度」が創設され、平成23年度に拡充。</p> <p>(2) 平成13年度に法人が支出した認定NPO法人に対する寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金と同等の損金算入を認める制度が創設。平成23年度に拡充。</p>
7	適用期間		恒久化(制度化)
8	必要性等	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>・NPO法人の活動を支える資金調達の円滑化を図ることにより、NPO法人の活動を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>・特定非営利活動促進法(平成十年三月二十五日法律第七号)</p> <p>(目的)第1条</p> <p>この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度等を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)</p>

			<p>第2章5.(4)セーフティネット強化、孤独・孤立対策等 NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、官民連携による協働の促進を図る。</p>																								
		政策体系における政策目的の位置付け	<p>・政策... 4. 経済財政政策 ・施策... 4. 経済財政に関する施策の推進</p>																								
		達成目標及びその実現による寄与	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標) 補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源によって、NPO法人が持続的な活動を行える基盤を作ることが重要。当該措置を通じて、認定NPO法人の財政基盤の強化や認定NPO法人の活動の継続・発展を促すことを目的とする。</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) NPO法人が持続的な特定非営利活動のための財源を賄うためには、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源の活用が大きな役割を果たす。このため、特定非営利活動に係る事業のために法人が寄附を行う場合や、認定NPO法人が収益事業からの収益を特定非営利活動に係る事業に充てる場合に税制上の優遇措置を講じることは、認定NPO法人の財政基盤の強化や認定NPO法人の活動の継続・発展を促し、公益の増進に寄与する。</p>																								
9	有効性等	適用数	<p>(1) みなし寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用認定 NPO法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 国税庁認定(平成29年度まで)含む。 令和2年度は内閣府による推計値。平成28年度から令和元年度の増加数の平均値で推移すると仮定し算出。</p> <p>(2) 認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>20,270</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>19,930</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>16,115</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>17,109</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>16,055</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。 連結法人含む。 令和2年度は内閣府による推計値。平成28年度から令和元年度の増減数の平均値で推移すると仮定し算出。</p>		利用認定 NPO法人数	平成28年度	70	平成29年度	81	平成30年度	84	令和元年度	84	令和2年度	89		利用法人数	平成28年度	20,270	平成29年度	19,930	平成30年度	16,115	令和元年度	17,109	令和2年度	16,055
	利用認定 NPO法人数																										
平成28年度	70																										
平成29年度	81																										
平成30年度	84																										
令和元年度	84																										
令和2年度	89																										
	利用法人数																										
平成28年度	20,270																										
平成29年度	19,930																										
平成30年度	16,115																										
令和元年度	17,109																										
令和2年度	16,055																										

	適用額	<p>(1) みなし寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1" data-bbox="646 224 1077 492"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額 (損金算入額、千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>271,591</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>405,007</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>614,603</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>373,971</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>476,351</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 国税庁認定(平成 29 年度まで)含む。 令和2年度は内閣府による推計値。平成 28 年度から令和元年度の増減額の平均値で推移すると仮定し算出。</p> <p>(2) 認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1" data-bbox="646 716 1077 985"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額 (損金算入額、千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>10,989,679</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>11,478,883</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>7,133,531</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6,380,250</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,843,774</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 国税庁認定(平成 29 年度まで)及び特例認定(平成 28 年度までは仮認定)含む。 連結法人含む。 令和2年度は内閣府による推計値。平成 28 年度から令和元年度の増減額の平均値で推移すると仮定し算出。</p>		適用額 (損金算入額、千円)	平成 28 年度	271,591	平成 29 年度	405,007	平成 30 年度	614,603	令和元年度	373,971	令和2年度	476,351		適用額 (損金算入額、千円)	平成 28 年度	10,989,679	平成 29 年度	11,478,883	平成 30 年度	7,133,531	令和元年度	6,380,250	令和2年度	4,843,774
	適用額 (損金算入額、千円)																									
平成 28 年度	271,591																									
平成 29 年度	405,007																									
平成 30 年度	614,603																									
令和元年度	373,971																									
令和2年度	476,351																									
	適用額 (損金算入額、千円)																									
平成 28 年度	10,989,679																									
平成 29 年度	11,478,883																									
平成 30 年度	7,133,531																									
令和元年度	6,380,250																									
令和2年度	4,843,774																									
	減収額	<p>(1) みなし寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1" data-bbox="646 1254 1077 1478"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収税額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>63,552</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>94,772</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>142,588</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>86,761</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>110,513</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 国税庁認定(平成 29 年度まで)含む。 減収税額については、各年度の適用額(上記9.)に法人税率(平成 28～29 年度 23.4%、平成 30 年度以降 23.2%)を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。 令和2年度は内閣府による推計値。</p> <p>(2) 認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度</p> <table border="1" data-bbox="646 1814 1077 2004"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収税額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2,571,585</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>2,686,059</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1,654,979</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,480,218</td> </tr> </tbody> </table>		減収税額(千円)	平成 28 年度	63,552	平成 29 年度	94,772	平成 30 年度	142,588	令和元年度	86,761	令和2年度	110,513		減収税額(千円)	平成 28 年度	2,571,585	平成 29 年度	2,686,059	平成 30 年度	1,654,979	令和元年度	1,480,218		
	減収税額(千円)																									
平成 28 年度	63,552																									
平成 29 年度	94,772																									
平成 30 年度	142,588																									
令和元年度	86,761																									
令和2年度	110,513																									
	減収税額(千円)																									
平成 28 年度	2,571,585																									
平成 29 年度	2,686,059																									
平成 30 年度	1,654,979																									
令和元年度	1,480,218																									

		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和2年度</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1,123,756</td> </tr> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。</p> <p>減収税額については、各年度の適用額(上記9.)に法人税率(平成28~29年度23.4%、平成30年度以降23.2%)を一律にかけて算出。実際の減収額は、中小企業者等の法人税率の特例等が適用されることから、当該減収額よりも低くなる見込み。</p> <p>令和2年度は内閣府による推計値。</p>	令和2年度	1,123,756																																																				
令和2年度	1,123,756																																																							
	効果	<p>(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定NPO法人の認定数は、平成13年度の制度導入以降、平成22年度までの間に平均年20法人のペースで増えていたが、現行の優遇措置を導入した23年度以降は年101法人のペースで増えており、増加のペースが加速している。 ・認定を受けている、又は認定の申請準備を進めている法人を対象に、「認定制度を申請する理由」についてアンケート調査を行ったところ(内閣府「平成29年度特定非営利活動法人に関する実態調査」)、約7割の法人が「寄附金が集めやすくなる」、「税制上の優遇措置を受けることができる」という理由を挙げており、当該優遇措置の導入が認定NPO法人の増加に寄与しているものと考えられる。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会情勢に大きな影響が及ぼされたものの、当該優遇措置の寄与もあり、認定NPO法人数が増加しており、NPO法人の活動を促進するという目標を達成しているものと考えられる。 <p>認定NPO法人数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">認定NPO法人数</th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成13年度</td><td style="text-align: center;">3</td><td rowspan="10" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td><td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">平均20法人増</td><td rowspan="10"></td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td style="text-align: center;">22</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td style="text-align: center;">30</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td style="text-align: center;">40</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td style="text-align: center;">58</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td style="text-align: center;">80</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td style="text-align: center;">93</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td style="text-align: center;">127</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td style="text-align: center;">198</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td style="text-align: center;">244</td><td rowspan="5" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td><td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">平均151法人増</td><td rowspan="5"></td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td style="text-align: center;">407</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td style="text-align: center;">630</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td style="text-align: center;">821</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td style="text-align: center;">955</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td style="text-align: center;">1,020</td><td rowspan="5" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td><td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">平均51法人増</td><td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">平均101法人増</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td style="text-align: center;">1,064</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td style="text-align: center;">1,102</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td style="text-align: center;">1,147</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td style="text-align: center;">1,208</td></tr> </tbody> </table> <p>内閣府NPOホームページ「認証・認定数の遷移」 国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。</p>		認定NPO法人数				平成13年度	3	}	平均20法人増		平成14年度	12	平成15年度	22	平成16年度	30	平成17年度	40	平成18年度	58	平成19年度	80	平成20年度	93	平成21年度	127	平成22年度	198	平成23年度	244	}	平均151法人増		平成24年度	407	平成25年度	630	平成26年度	821	平成27年度	955	平成28年度	1,020	}	平均51法人増	平均101法人増	平成29年度	1,064	平成30年度	1,102	令和元年度	1,147	令和2年度	1,208
	認定NPO法人数																																																							
平成13年度	3	}	平均20法人増																																																					
平成14年度	12																																																							
平成15年度	22																																																							
平成16年度	30																																																							
平成17年度	40																																																							
平成18年度	58																																																							
平成19年度	80																																																							
平成20年度	93																																																							
平成21年度	127																																																							
平成22年度	198																																																							
平成23年度	244	}	平均151法人増																																																					
平成24年度	407																																																							
平成25年度	630																																																							
平成26年度	821																																																							
平成27年度	955																																																							
平成28年度	1,020	}	平均51法人増	平均101法人増																																																				
平成29年度	1,064																																																							
平成30年度	1,102																																																							
令和元年度	1,147																																																							
令和2年度	1,208																																																							

(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)

認定NPO法人における法人からの寄附受入状況

・内閣府アンケート調査によると、平成27年度に比べて、1認定NPO法人あたりの寄附法人数、寄附金額は平成29年度にかけて増加した後、令和2年度にかけて減少している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、寄附法人数、寄附金額ともに減少した可能性が考えられる。

・また、認定NPO法人を対象に「認定制度の利用結果」についてアンケート調査を行ったところ、約4割の法人が「寄附金が集めやすくなった」、「税制上の優遇措置を受けることができた」と回答しており、当該優遇措置によって認定NPO法人への寄附が促され、認定NPO法人の財政基盤の強化に一定程度の効果があったものと考えられる。

	寄附法人数 (平均値)	寄附金額 (平均値、千円)	参考: サンプル数
平成27年度	16	2,344	294
平成29年度	22	2,896	531
令和2年度	19	2,759	474

内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(各年度版)

令和2年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」は行政記録情報が未確定のため、作成時点での数値を利用。

寄附法人数・寄附金額は、上記調査で回答のあった認定NPO法人のうち、当該年度に寄附の受入があった法人で、回答の上位5%を除いたものの平均値。

国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。

平成28年度、平成30年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

認定NPO法人の収益構造

・内閣府アンケート調査によると、平成27年度に比べて、寄附金の割合が拡大し、収益の第2の柱となっており、事業収益は平成29年度から令和2年度にかけて縮小しているものの、収益の第一の柱となっている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業収益が減少した可能性が考えられるが、認定NPO法人の寄附金と事業収益による自立的な活動に向けた環境整備が進んでいるものと考えられる。

(%)

	会費	寄附金	補助金 助成金	事業 収益	その他 収益	参考: 回答数
平成27年度	3.7	9.7	17.4	67.3	1.1	326
平成29年度	3.5	15.9	11.6	67.9	1.1	399
令和2年度	2.9	32.2	26.1	37.9	1.0	721

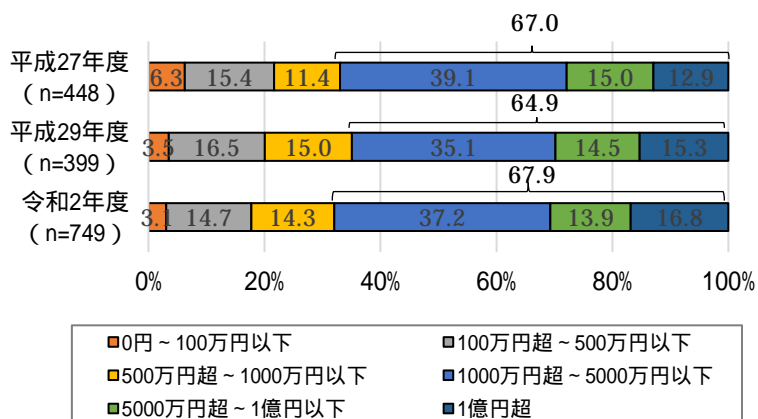
内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(各年度版)

令和2年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」は行政記録情報が未確定のため、作成時点での数値を利用。

上記調査で回答のあった認定NPO法人(当該年度に寄附受入がなかつ

た法人も含む)の実績に基づく。
 国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。
 平成28年度、平成30年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

認定NPO法人における特定非営利活動事業の総支出額
 ・内閣府アンケート調査によると、平成27年度に比べると、総支出額が1,000万円を超える法人の割合はやや増加している。活動規模の拡大を通じて、公益の増進に寄与しているものと考えられる。



内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(各年度版)
 令和2年度「特定非営利活動法人に関する実態調査」は行政記録情報が未確定のため、作成時点での数値を利用。
 国税庁認定(平成29年度まで)及び特例認定(平成28年度までは仮認定)含む。
 平成28年度、平成30年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

税収減を是認する理由等

・労働政策研究・研修機構の報告書(「労働政策研究報告書 No.183」、平成28年3月)によると、平成26年度にNPO法人が産出した付加価値額は、約8,900億円。内訳は、正規職員約4,000億円、非正規職員約3,200億円、ボランティア約1,700億円。

・平成26年度のNPO法人数は、50,087法人(うち認証法人数は49,266、認定法人数は821)。内閣府アンケート調査によると、認証NPO法人・認定NPO法人のスタッフの構成は以下のとおり。

平成26年度スタッフ数(平均値、人)

	正規職員	非正規職員	ボランティア
認証NPO法人	6.8	8.7	230.4
認定NPO法人	7.3	10.6	509.9

「平成26年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」

全職員のうち常勤有給職員を「正規職員」、その他の職員を「非正規職員」とする。

ボランティアは、現場で活動した人の延べ人数であり、管理・運営・総務・庶務等に係る者は除く。

・付加価値額はスタッフの多寡に比例すると仮定。正規職員、非正規職員、ボランティアの1人当たり付加価値額を、とし、認証・認定共に同額であるとする、雇用形態別の付加価値額は、

正規職員

認証(6.8人× ×49,266法人)+認定(7.3人× ×821法人)
=約4,000億円

非正規職員

認証(8.7人× ×49,266法人)+認定(10.6人× ×821法人)
=約3,200億円

ボランティア

認証(230.4人× ×49,266法人)+認定(509.9人× ×821法人)
=約1,700億円

=約117万円、 =約73万円、 =約14万円

これにより、

認証NPO法人の付加価値額は約8,705億円

1法人あたり約1,767万円

認定NPO法人の付加価値額は約194億円

1法人あたり約2,368万円

・1認定NPO法人あたりの付加価値額は、当該認定法人の総支出額に比例すると仮定し、上記で算出した平成26年度の1認定法人あたり付加価値額(2,368万円)をベースに各年度の1認定法人当たり付加価値額を算出すると、

平成26年度: 2,368万円 (総支出額 1,693万円)

平成29年度: 2,911万円 (総支出額 2,081万円)

令和2年度: 3,234万円 (総支出額 2,312万円)

各年度の総支出額(中央値)は、内閣府アンケート調査による。

平成28年度、平成30年度及び令和元年度はアンケート調査を行っていない。

・1認定NPO法人あたり付加価値額、認定NPO法人数を乗じて各年度の認定NPO法人の付加価値額を算出すると、

平成29年度 2,911万円×1,064法人=約310億円

令和2年度 3,234万円×1,208法人=約391億円

これにより、平成29年度から令和2年度までの認定NPO法人の付加価値額の増加額は、

約391億円-約310億円=約81億円

・各年度の税の減収額は、

平成29年度 約28億円

平成30年度 約18億円

令和元年度 約16億円

令和2年度 約12億円

平成29年度から令和2年度までの税の減収額は、

約28億円+約18億円+約16億円+約12億円=約74億円

			<p>・認定 NPO 法人の付加価値額の増加額が、全て当該優遇措置によるものであると仮定し、平成 29 年度から令和 2 年度までの認定 NPO 法人の付加価値額の増加額と平成 29 年度から令和 2 年度までの税の減収額を比較すると、 約 81 億円-約 74 億円=約 7 億円</p> <p>・令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、認定 NPO 法人の付加価値額が影響を受けた可能性が考えられるものの、税の減収額以上に付加価値額が増加しているため、税収減を是認するに足る効果があると認められる。</p>
10	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>・「市民による自由な社会貢献活動の促進」という制度の趣旨に鑑みると、補助金など国からの直接の支出によって活動を支援するのではなく、民間からの寄附金や自らの収益活動により得た財源によって、NPO 法人が持続的な活動を行える基盤を作ることが重要であり、租税特別措置を整備し支援することは、民間からの寄附金や自らの事業収益による財政基盤の強化を促すものであることから、上記の制度の趣旨に沿うものである。</p> <p>・当該税制優遇措置は、認定 NPO 法人の財政基盤の強化や認定 NPO 法人の活動の継続・発展に重要な役割を果たしており、同措置の継続は市民活動の更なる発展に不可欠であると考えられる。</p> <p>・租税特別措置は、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えるものであり、公平性を確保する観点からも必要不可欠である。</p>
		<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>同一目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		<p>地方公共団体が協力する相当性</p>	
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		<p>当該税制優遇措置は、認定 NPO 法人の財政上の問題を緩和し、その活動の継続・発展に不可欠と考えられることから、引き続き同措置の継続が必要。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>H22 年 8 月 (H22 内閣 01) H28 年 7 月</p>